4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を作製し納入できると本会契約担当者が判断した業者で、本会が定める賞品品目ごとの価格に対し、賞品に含まれる金の重量（グラム）が本会設定の基準重量以上で、かつ最高重量であった業者を落札業者とする。なお、落札業者は品目ごとに決定する。また、賞品金額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、梱包料や納品に係る一切の経費を含んだ上での重量で入札すること。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟読し、承諾したうえで入札しなければならない。

5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Hideto Umemura (Vice General Manager of Chukyo Racecourse, Japan Racing Association)
⑵　Classification of the products to be procured : 10
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Original Gold Medals etc.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D.
⑺　Time limit of tender : By 13 : 00　12 January 2017.
⑻　Contact point for the notice : General Division, JRA, Chukyo Racecourse, 1225, Magome-cho Shikita Toyoake-shi, Aichi 470―1132 Japan TEL 052―623―2001

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年11月21日
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房文教施設企画部長
山下　治

◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　ナショナルトレーニングセンター拡充棟（仮称）新営その他工事
⑶　工事場所　東京都北区西が丘３丁目1442番21及び1442番22
⑷　工事概要　屋内トレーニング施設の新営工事（昇降機設備を含む。）Ｓ６－１、約29,400㎡
なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年５月31日まで
⑹　使用する主な資機材　鉄骨約8,000ｔ、鉄筋約4,000ｔ、コンクリート約23,000㎥、板ガラス約2,000㎡
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、支出負担行為担当官から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（共同企業体の場合の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の①及び②に掲げる基準を満たす建築物（同一の建築物でなくてもよい。）の新築、増築又は改築に係る工事（構造体、外装及び内装を含む建築一式工事に限る。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
Ⅰ．単体又は共同企業体の代表者
①　屋内の体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積の合計に限る。）が7,000㎡以上であること。
②　アリーナ（体育又はスポーツの競技若しくは練習の用途に供する屋内の無柱空間をいう。）の床面積（増築の場合は、当該増築部分の床面積に限る。）が単体で1,000㎡以上であること。
Ⅱ．共同企業体の代表者以外の構成員
①　屋内の体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積の合計に限る。）が3,500㎡以上であること。
②　アリーナ（体育又はスポーツの競技若しくは練習の用途に供する屋内の無柱空間をいう。）の床面積（増築の場合は、当該増築部分の床面積に限る。）が単体で500㎡以上であること。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記Ⅰの施工実績を有し、その他の構成員は、上記Ⅱの施工実績を有すること。また事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記Ⅰの施工実績を有すること。
⑸　工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。
⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑺　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２又は３社とする。
⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。